

## 演題の応募規定

(演題原稿は別途に定められたフォームにて投稿ください)

I. 応募された演題原稿の採否および掲載順序などはプログラム委員会において決定し、総会長の名で応募者へ連絡する。

II 医療安全に関する下記の項目からの研究発表を応募します。

医療分野	医科医療安全、臨床医学安全、歯科医療安全、医薬品安全、医療機器安全、看護安全、チーム医療、地域包括医療、家族医療、訪問医療、地域医療と医療安全、医療安全教育、医療安全の将来像、患者安全第一、患者中心の医療、他
臨床リスク アセスメント	インシデントレポート、院内巡視、リスク評価と分析、安全心理学、ビックデータ分析、人工知能の応用、他
臨床リスク マネージメント	対策立案、ガイドライン、マニュアル、チェックリスト、相互チェック、院内ラウンド、品質管理、改善運動、IoT、人工知能の応用、安全の経済学、他
臨床リスク コミュニケーション	院内研修会、Team STEPPS、リーダーシップとフォロアーシップ、患者相談、臨床コーチング、他
臨床リスク ガバナンス	患者中心の医療安全、公開、倫理・モラル、高信頼性組織、遵守と確認、多職種チーム連携、医療安全の院内ネットワーク、安全の政策、医療安全の地域ネットワーク、他
臨床クライシス アセスメント	アクシデントレポート、事故評価と事故原因分析、病理解剖、事故調査の第3者委員会、ヒューマンファクターと安全工学、安全心理学、他
臨床クライシス マネージメント	対策立案、ガイドライン、マニュアル、チェックリスト、レジリエンス強化、安全の経済学、他
臨床クライシス コミュニケーション	患者・家族への説明責任、事故報告書、ARD、事故時の広報、透明性、他
臨床クライシス ガバナンス	患者中心の医療安全、公開、倫理・モラル、高信頼性組織、遵守と確認、外部監査役、シミュレーション教育、安全の政策学、他
その他の関連する学際 分野	法行政学、医療経済学、医療経営学、情報科学、行動科学、認知科学、疫学・統計、他

III 発表研究に関する倫理規定は以下の通りとする。

1. ヒトおよび動物を対象にした研究論文は、1975年のヘルシンキ宣言（1989年改訂）の方針に従い、必要な手続きを踏まえなければならない。

---

ヘルシンキ宣言（1964年、1975年、1983年、2003年改訂）、臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省、平成20年7月31日改正）、疫学研究に関する倫理指針（厚生労働省、文部科学省、平成20年12月改訂）、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインなどの倫理的指針に従い、必要なものについては施設の倫理委員会、Institutional review board (IRB)の承認を得、その由を論文に記載する。さらに、「個人情報の保護に関する法律」（平成17年4月）などその時代に遵守すべき法令・省令を遵守する。症例報告などのプライバシー保護に関しては外科系学会協議会による「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」に従うこと。動物を用いた研究では、各施設の動物委員会などが定めた基準に従い慈愛深く取り扱い、このことを記載しなくてはならない。臨床試験は、臨床試験登録公開制度システム（UMIN-CTRなど）に登録する。ランダム化比較試験（randomized controlled trial; RCT）では、CONSORT声明に従う。

---

2. 科学研究として公平性・信頼性を確保するため、企業等との利益相反について明確にする必要がある。原稿投稿に際しては、利益に関する開示を以下の要領で提出しなければならない。
- 

【発表原稿における利益相反の開示すべき項目】

- 1) 産学連携活動に係る受け入れ額が、1企業あたり年間200万円以上（所属機関からの間接経費が差し引かれる前の金額）の場合
- 2) 2 コンサルタント、指導、講演、給与としての個人収益が、1企業あたり年間100万円以上（税金や源泉徴収額を引く前の金額）の場合
- 3) 産学連携活動に係る個人収益（公開・未公開を問わず、当該企業の株式等の出資・取得・保有及び売却・譲渡、ストックオプションの権利譲受、もしくは、役員報酬、特許権使用料等）が1企業あたり年間100万円以上あった場合（但し、投資信託、もしくは、当該個人によって管理・制御できない多角的なファンドにおいて資金運用される場合を除く）
- 4) 上記1～3のいずれかに該当する企業に一親等の親族が現在勤務している場合

該当しない場合には「日本医療安全学会学術総会の定める利益相反に関する開示事項はありません。」と投稿原稿の末尾に記入する。

該当する場合には「日本医療安全学会学術総会の定める利益相反に関する開示事項に則り開示します、（企業名）から（〇〇円）。」と投稿原稿の末尾に記入する。

なお、個人収益の場合は、前年の1月1日から12月31日までとする。ただし、寄付金や企業からの受託等、産学連携活動に係る研究の場合は、前年4月1日から本年3月31日までの期間でも可とする

以上